外貨換算理論と IAS 第21号

井 上 達 男

I はじめに

国際会計基準審議会(以下、IASBと略す)は、2005年から国際基準を採用する欧州連合(EU)を含む、多くの国々での基準の導入を容易にするため、2004年3月末までに高品質な改善された基準書の土台を整備する IASB改善プロジェクトを行った。その成果として2003年に改訂された国際会計基準(以下、IASと略す)第21号「外国為替レート変動の影響」でを公表した。IASBの意図は、2001年の国際会計基準委員会(以下、IASCと略す)の組織改革で引き継いだ基準書にこれらの重要な変更を現時点で行うことで、多くの企業が国際基準の採用時に変更を二度行わなければならなくなる可能性を回避することであったで、2003年に改訂された現行 IAS 第21号の主たる特徴は、機能通貨導入、決算日レート法における損益項目の取引日レート換算、複数の表示通貨の許容である。本稿では、これらの特徴について理論的考察を行いたい。これらの考察に先だって、考察の前提となる外貨換算の基礎理論と IAS 第21号のこれまでの改訂経過とその背景についても概要を見る。

¹⁾ IASB, IAS21: The Effects of Changes in Foreign Exchange Rates, 2003.

²⁾ IASB, PRESS RELEASE, INTERNATIONAL ACCOUNTING STANDARDS BOARD ISSUES WIDE-RANGING IMPROVEMENTS TO STANDARDS, Dec. 18, 2003. 財団法人財務会計基準機構訳「IASB プレスリリース2003年12月18日国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board)、広範囲にわたる会計基準の改善を公表」財団法人財務会計基準機構 webページ、2003年参照。

以下、本稿は、次のように検討を行う。第Ⅱ節では、考察の前提となる外貨換算の基礎理論を明らかにする。第Ⅲ節では、IAS 第21号のこれまでの改訂の背景と規定の概要を見る。第Ⅳ節では、2003年改訂 IAS 第21号の4つの特徴について考察する。第Ⅴ節では、本稿の結論を要約する。

なお、本稿は、在外事業体の外貨表示財務諸表の換算を中心に外貨換算の基本的な会計処理に関する問題を検討しているので、デリバティブ、ヘッジ、超インフレ経済下の財務報告、キャッシュ・フロー計算書の換算などは本稿の検討範囲外である。

Ⅱ 外貨換算の基礎理論

1. 外貨と測定単位

外貨換算とは、外貨で表示されている金額を別の通貨金額で再表示することである。会計において外貨換算が必要になるのは、①外貨建取引の会計処理、②外貨表示財務諸表の換算、③便宜的換算(親会社通貨以外の通貨への換算)である。「換算」は単位の変更と同じであるが、「外貨換算」では測定尺度である2国間の為替レートが変動することが換算を困難にしている。一般的に会計理論は貨幣価値安定を前提としているが、外貨換算会計では外貨の貨幣価値が変動しており、今日の一般的な会計理論の枠内での解決が困難である。しかしながら、財務報告の目的である情報利用者意志決定に対する有用な情報提供を考えると、情報利用者の意志決定に影響を及ぼす外貨の貨幣価値変動の報告は不可欠であり、外貨の価値変動に関する会計理論(外貨換算理論)が必要になる。

外貨の価値変動に関する基本的な会計問題は、外貨が会計上の測定単位であるのか否かである。例えば、日本国内では円が会計上の測定単位であるが、米国ドルやユーロなどの外貨も会計上の測定単位と考えるか否かである。本国通貨のみを会計上の測定単位であると考えるのが単一測定単位説であり、本国通貨に加えて外貨をも会計上の測定単位であると考えるのが複数測定単位説である(図表1参照)。

図表 1 単一測定単位説と複数測定単位説

(1) 単一測定単位説



(2) 複数測定単位説



単一測定単位説は、本国通貨のみを会計上の測定単位であると考えるので、 在外事業体の取引であっても、本国通貨での測定が行われて初めて会計上の 測定値として利益が確定する。したがって、外貨表示財務諸表の数値はまだ 測定が終了していない仮の数値であり、本国通貨で再測定することによって 初めて、会計上の測定が終了し、利益が確定するのである。このため、この 考え方では、「換算」よりもむしろ「再測定」という用語が用いられること がある。これに適した換算方法は、会計数値測定時の為替レートを用いて換 算するテンポラル法であると考えられる。

これに対して、複数測定単位説は、外貨をも会計上の測定単位であると考えるので、在外事業体の外貨表示財務諸表は既に外貨で会計上の測定が終了しており、外貨額で利益が確定していると考えられる。このため、外貨表示財務諸表の換算は、外貨で測定が終了している確定数値および財務諸表間の

³⁾ 染谷教授は、外貨尺度説と外貨尺度否定説として説明されている。染谷恭次郎稿「会計における外貨換算の基本問題|『産業経営』創刊号、1975年12月。

比率にできるだけ影響を及ぼさないように親会社通貨へと換算(または再表示)するのが望ましい。これに適した換算方法は、外貨表示資産・負債・損益項目すべてに一律に決算時の為替レートを用いて換算する決算日レート法であると考えられる。

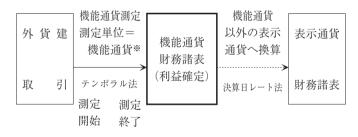
歴史的に見ると、外貨換算理論が議論され始めた1970年代は、単一測定単 位説が有力であり、米国財務会計基準審議会(以下、FASBと略す)もこの 考えに基づいて1975年に財務会計基準書第8号「外貨建取引と外貨表示財務 諸表換算の会計処理 | を公表した。単一測定単位説は、親会社の国内取引 と在外事業体の取引を区別せずに処理し、伝統的な会計理論を変更すること なく外貨換算に対応できるので、理論的な整合性で優れていることが高く評 価されたと思われる。しかし、この考え方では、外国で事業活動しているこ とが会計上で一切無視され、あたかも親会社の本国内で活動しているかのご とく会計処理されることになる。外貨表示財務諸表をテンポラル法で再測定 して計算された利益金額は、換算前の外貨表示財務諸表における外貨表示利 益と大きく異なることが多く、実際の経済感覚と大きなズレが生じるという 問題が指摘された。これは、測定時点の異なる会計数値が一つの財務諸表に 計上されるという現行の取得原価主義会計の構造が、為替レート変動が激し いときに、テンポラル法の再測定によってさらに大きく強調された結果であ ろう。これに対して、複数測定単位説は、外貨表示利益を確定利益と考え、 決算日レート法が適用されるので、このような問題は生じない。本国との理 論的整合性よりも在外事業体における経済的現実を優先した考え方であり、 親会社と異なる環境で活動する在外事業体の割合が多い場合には、複数測定 単位説の考え方を何らかの形で取り入れる必要が生じるだろう。

2. 状況的換算法と機能通貨

既に述べたように、単一測定単位説に基づくとテンポラル法、複数測定単

FASB, SFAS8: Accounting for the Translation of Foregin Currency Transaction and Foregin Currency Financial Statements, 1975.

位説に基づくと決算日レート法が望ましい換算方法であると考えられる。親会社の外貨建取引のような親会社本国環境における取引は、単一測定単位説に基づいて国内取引と同様の会計処理を行うことが望ましい。しかし、親会社と異なる環境で活動する在外事業体の割合が多い場合には、複数測定単位説の考え方を取り入れることが望ましい。この解決策として、状況によって換算方法を使い分ける状況的換算法が考えられた。すなわち、親会社の延長で本国の影響が強いような状況では、単一測定単位説に基づいてテンポラル法で外貨表示財務諸表を換算し、在外事業体の独立性が強く現地通貨の影響が強いような状況では、複数測定単位説に基づいて決算日レート法で換算するのである。しかし、この状況的換算法は、単一測定単位説と複数測定単位説が単に併記されているだけで、両者の関係に関する理論的位置づけが明らかではない。そこで、FASBは1981年に財務会計基準書第52号「外貨換算」50を公表し、機能通貨という概念を導入した。

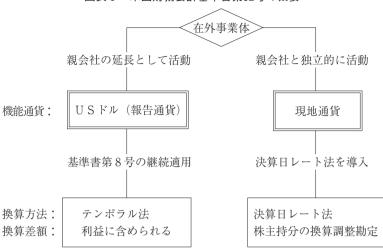


図表2 機能通貨測定単位説

※機能通貨=在外事業体の活動を最もよく表わす通貨

機能通貨とは、在外事業体の活動を最もよく表わす通貨である。例えば、 親会社本国の影響が強いような状況では、本国通貨(報告通貨)が機能通貨 であり、在外事業体の独立性が強く現地通貨の影響が強いような状況では、 現地通貨が機能通貨となる。いずれの状況においても機能通貨が測定単位と

⁵⁾ FASB, SFAS52: Foregin Currency Translation, 1981.



図表3 米国財務会計基準書第52号の概要

なるので、機能通貨測定単位説とでも呼ぶべきものであろう(図表 2)。このように測定単位を機能通貨に一本化することで、単一測定単位説と複数測定単位説の両者を一つの理論の中で説明することが可能となる。機能通貨概念を用いた米国財務会計基準書第52号の換算手続きを状況的換算法と同じ流れで示した概要は、図表 3 に示すとおりである。在外事業体が親会社の延長として活動している場合、その在外事業体の機能通貨は親会社通貨(報告通貨)であり、その外貨表示財務諸表はテンポラル法で再測定し、機能通貨である親会社通貨で利益を確定する。在外事業体が親会社と独立的に活動している場合、その在外事業体の機能通貨は現地通貨であり、その外貨表示財務諸表は決算日レート法で換算し、現地通貨表示の財務諸表の比率関係をできるだけ崩さないように報告通貨へと再表示されるのである。図表 3 に示されるように、機能通貨測定単位説は、状況的換算法と換算方法の適用に関してほぼ同じになるが、理論的にはより望ましい方法であると言えるだろう。

次節では、外貨換算会計が実際の会計基準として国際会計基準でどのよう に規定されてきたか、IAS 第21号の変遷とその背景および IAS 第21号の規定 の概要について紹介する。

Ⅲ IAS 第21号の変遷と現行規定

1. IAS 第21号の設定(1983年承認)

(1)国際会計基準委員会の設立と外貨換算会計基準

国際会計基準は、2005年以降 EU 域内の上場企業の連結財務諸表の作成基準として採用されたり、米国や日本でも自国の会計基準を国際会計基準に向けて急速にコンバージェンスを進めるなど、その影響力はますます加速している。。しかし、国際会計基準設立当初はそれほど注目されていなかったといえるだろう。国際会計基準の設定活動を開始した国際会計基準委員会は、1973年にオーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、メキシコ、オランダ、英国およびアイルランド、米国の会計士諸団体の合意によって、監査の対象となる財務諸表の作成および表示にあたり準拠すべき基準を公共の利益のために作成公表し、さらに、これらの基準が世界的に承認され遵守されることを促進することを目的として設立された。設立当初は、基準に強制力がなく、各所属団体が国際会計基準委員会の基準を国内基準に取り入れる義務を負う形で国際会計基準の普及が進められたため、国によってその位置づけが異なった。このため、当時の国際会計基準は、各国に存在する多くの代替的処理を規定に取り込み、その自由選択を認める形で設定された。

外貨換算に関する最初の国際会計基準は、1977年12月の公開草案第11号「外貨建取引の会計及び外貨表示財務諸表の換算(案)」、1982年7月の公開草案第23号「外国為替レート変動の影響の会計処理(案)」を経て、1983年に国際会計基準第21号「外国為替レート変動の影響の会計」として設定されたが。

⁶⁾ さらに最近では、米国も日本も、国内企業に国際会計基準をそのまま認めることを検 計している。日本経済新聞「日本、国際会計基準導入へ|2008年9月4日朝刊一面。

⁷⁾ IASC, IAS21: Accounting for the Effects of Changes in Foreign Exchange Rates, 1983.

(2)IAS 第21号(1983年)の特徴と概要

1983年設定当時のIAS 第21号の特徴は、会計処理の選択幅が広く、各国が準拠しやすいことであった。外貨建長期貨幣性項目の換算差額は、発生した期間の損益または合理的な基準による繰延(為替損失を除く)の選択が認められていた。在外事業体(IAS 第21号では「親会社の営業と不可分ではないもの」を意味する)の損益項目の換算に決算日レートまたは取引日レートの選択が認められていた。在外事業体の損益計算書と貸借対照表に異なる換算レートを適用した場合の換算差額は、当期損益または株主持分の選択が認められていた。また、既に1981年に米国 FASB が基準書第52号で機能通貨概念を導入していたが、1983年設定当時のIAS 第21号では、状況的換算法を採用していたが、機能通貨概念は導入されていなかったことも特徴である。1983年設定当時のIAS 第21号の概要は、次のとおりである。

①外貨建取引

外貨建取引の当初認識は、取引日の直物為替レートまたは近似するレートを外貨額に適用して報告通貨で計上する。当初認識後の貸借対照表日において、外貨建貨幣性項目は、決算日レートで報告する。外貨建短期貨幣性項目の換算差額は、発生した期間の損益とするが、外貨建長期貨幣性項目の換算差額は、発生した期間の損益または合理的な基準による繰延(為替損失を除く)の選択を認める。

②在外事業体の財務諸表の換算

在外事業体(親会社の営業と不可分ではないもの)の財務諸表は、すべての資産負債を決算日レートで換算し、在外営業事業体の期首正味投資額を以前と異なる為替レート換算した場合の換算差額は株主持分とする。損益項目は、決算日レートまたは取引日レートで換算し、損益計算書と貸借対照表に異なる換算レートを適用した場合の換算差額は、当期損益または株主持分の選択を認める。

③報告企業の営業と不可分である在外営業活動体の財務諸表の換算 報告企業の営業と不可分である在外営業活動体の財務諸表では、すべての

貨幣性項目を決算日レートで換算する。歴史的原価のような過去の事象によって記録されている非貨幣性項目は取引時レートで換算し、外貨表示財務諸表において再評価されている非貨幣性項目は、再評価時レートで換算する。 損益項目は、取引時レートで換算するが、期中平均レートも認められる。

2. IAS 第21号の1993年改訂

(1)E32 による比較可能性の向上

1980年代後半から、国際会計基準委員会による国際会計基準設定活動は、次第に広く認められるようになり、証券監督者国際機構(以下、IOSCOと略す)の支持によって、外国会社が国際的に資金調達する際に使用する財務諸表の作成基準として国際会計基準を使用する方向が示された。しかし、当時の国際会計基準は、比較可能性がなく、国際資金調達における財務諸表の作成基準として利用できるものではなかった。そこで、1987年3月に当時存在していたIAS第1号から第26号までを対象として公開草案第32号「財務諸表の比較可能性」の草案作成が開始され、1989年1月に公開草案第32号「財務諸表の比較可能性」の草案作成が開始され、1989年1月に公開草案第32号「財務諸表の比較可能性」の草案作成が開始され、1989年1月に公開草案第32号「財務諸表の比較可能性」が(以下、E32と略す)として公表された。この公開草案は、会計処理の自由な選択を除去することを目的とするものであり、IAS第21号もその対象であった。このE32は1990年に可決され「趣旨書」がとして公表された。IAS第21号もE32の趣旨にそって、公開草案第44号「外国為替レート変動の影響」へと改訂された100。

(2)1993年改訂 IAS 第21号の特徴と概要

1993年改訂 IAS 第21号の特徴の一つは、E32 の趣旨に基づき会計処理の選択幅を狭められたことである。改訂前には、外貨建長期貨幣性項目の換算差額は、発生した期間の損益または合理的な基準による繰延(為替損失を除く)

⁸⁾ IASC, E32: Comparability of Financial Statements, 1989.

⁹⁾ IASC, Statement of Intent: Comparability of Financial Statements, 1990.

¹⁰⁾ IASB, IAS21: The Effects of Changes in Foregin Currency Rates, 1993.

の選択が認められていたが、改訂後は発生した期間の損益に統一された。また、改訂前には、在外事業体(すなわち、親会社の営業と不可分でないもの)の損益項目の換算に決算日レートまたは取引日レートの選択が認められていたが、改訂後は取引日レートに統一された。在外事業体の損益計算書と貸借対照表に異なる換算レートを適用した場合の換算差額も、改訂前には当期損益または株主持分の選択が認めれていたが、改訂後は株主持分に統一された。1993年改訂のもう一つの特徴は、規定が整理され理解しやすくなったことである。報告企業の営業と不可分である在外営業活動体については、外貨建取引と同じ手続きで換算するとされ、規定が整理された。1993年改訂 IAS 第21号の概要は次のとおりである。

①外貨建取引

外貨建取引の当初認識は、取引日における報告通貨と当該外貨間の直物為替レートを外貨額に適用して報告通貨で計上する。当初認識後の貸借対照表日における外貨建貨幣性項目は、決算日レートで報告する。外貨建の歴史的原価を帳簿価額としている非貨幣性項目は、取引日レートで報告する。外貨建の公正価値を帳簿価額とする非貨幣性項目は、価値決定時の為替レートで報告する。為替差額は、発生した期間の損益として認識する。

②在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体とは、報告企業の所在国以外の国に営業活動の基盤を置くか、又はそこで営業活動を営んでいる報告企業の子会社、関連会社、ジョイント・ベンチャー又は支店である。在外営業活動体の財務諸表の換算は、次のとおりである。①報告企業の営業と不可分である在外営業活動体は、外貨建取引と同じ手続きで換算する。②在外事業体(在外営業活動体のうち、その営業活動が報告企業の営業活動の不可分の構成部分になっていないもの)の財務諸表は、資産負債を決算日レート、損益項目を取引日レートで換算し、為替差額は株主持分とする。

3. 現行 IAS 第21号(2003年改訂)

(1)IASC の改組と IAS 改善プロジェクト

1995年7月に、IOSCOとIASCによる共同プレス・リリースが発表され、IOSCOにとって受入可能な包括的なコア・スタンダードが完成すれば、すべての国際的な市場における多国間資金調達および上場のために、国際会計基準の承認を勧告できるであろうことが表明された¹¹⁾。これを受けて、2000年3月にIASCはIOSCOが要求していたコア・スタンダードを形成する国際会計基準を確立し、2000年5月にIOSCOは、外国会社が国際的に資金調達する際に使用する財務諸表の作成基準として国際会計基準を認めることを表明した¹²⁾。2001年4月には、国際会計基準委員会(IASC)が国際会計基準審議会(IASB)に改組され、今後の新しい会計基準は国際財務報告基準(IFRS)として公表されることになった。

IASB は改組当初の約2年半の改善プロジェクトの成果として、2003年12月中旬にIAS 第21号を含む、13のIAS(1、2、8、10、16、17、21、24、27、28、31、33、40号)の改訂最終版を公表した¹³。この改善プロジェクトは、財務報告一般およびとりわけ一連の現行IASの内容について質と整合性を高めるというIASBの戦略における中心的要素であることから、コンバージェンス(収斂)を通じて財務報告の改善を実現するため、本改善プロジェクトは世界中からの最善の実務を採用したといわれている。また、本プロジェクトは、IOSCOを通じて、各国の会計基準設定主体、IASBの基準諮問会議及びその他の関係者から多くの助言を受けている。これらの改善基準の完成で、IASBは、2004年3月末までに高品質な改善された基準書の土台を整備するという公約に近づいた。IASBは、2005年から国際基準を採用する欧州連合を含む、多くの国々での基準の導入を容易にするために、この期限を設定している。IASBの意図は、引き継いだ基準書にこれらの重要な変更を現

¹¹⁾ IASC and IOSCO, JOINT PRESS RELEASE, July 9, 1995.

IASC, PRESS RELEASE: IOSCO ENDORSES IASC'S CORE STANDARDS, May 17, 2000.

¹³⁾ IASB, PRESS RELEASE, Dec. 18, 2003. 財団法人財務会計基準機構訳「前掲訳」参照。

時点で行うことで、多くの企業が国際基準の採用時に変更を二度行わなければならなくなる可能性を回避することであった¹⁴。

(2)2003年改訂 IAS 第21号の概要(2005年1月1日以後開始事業年度適用)

今回の改訂の特徴は、機能通貨導入と複数の表示通貨の許容である。機能 通貨概念を導入することにより「報告企業の営業活動と不可分である在外営 業活動体」と「在外事業体」を区分する必要がなくなったので、この区分は 削除された。表示通貨は、報告企業の選択によりどのような通貨をも指定で きることとされ、表示通貨の選択は、企業のまったくの自由選択に任される ことになった。

2003年改訂 IAS 第21号では、財務諸表を作成するとき、各企業はまず、単独であろうと在外営業活動体を有する企業(親会社など)又は在外営業活動体(子会社や支店など)であろうと、機能通貨を決定する。企業は外貨項目を機能通貨に換算し、当該換算の影響額を報告する。機能通貨が表示通貨と異なる報告企業に含まれる企業の業績および財務状況は「機能通貨以外の表示通貨の使用(38-50項)」に従って換算される。IAS 第27号にしたがって企業がいかなる通貨において財務諸表を作成することも許容している。企業の表示通貨がその機能通貨と異なる場合には、業績および財務状況は「機能通貨以外の表示通貨の使用」に従って換算される。2003年改訂 IAS 第21号の概要は次のとおりである。

①機能通貨の決定

機能通貨とは、企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨をいう。

②機能通貨での外貨取引の報告

機能通貨での外貨取引の当初認識は、取引日における機能通貨と当該外貨間の直物為替レートを外貨額に適用して機能通貨で計上する。当初認識後の貸借対照表日における報告では、外貨建貨幣性項目を決算日レートで換算する。外貨建の歴史的原価を帳簿価額としている非貨幣性項目を取引日レート

¹⁴⁾ Ibid. 財団法人財務会計基準機構訳「前掲訳」参照。

で換算し、外貨建の公正価値を帳簿価額とする非貨幣性項目を価値決定時の 為替レートで換算する。為替差額の認識は、発生した期間の損益とする。

③機能通貨以外の表示通貨の使用

機能通貨以外の表示通貨を使用している場合、表示通貨への換算は、資産 負債を決算日レートで、損益項目を取引日レートで換算し、為替差額は株主 持分の個別項目とする。

在外営業活動体の換算(「表示通貨への換算」に追加して)に関連して、 在外営業活動体の取得により生じるのれんと在外営業活動体の取得により生 じる資産と負債の帳簿価額の公正価値の修正は、在外営業活動体の資産と負 債として処理しなければならない。従って、在外営業活動体の機能通貨で表 され、「表示通貨への換算」に従って決算日レートで換算されなければなら ない。

IV IAS 第21号(2003年改訂)に関する考察

本節では、2003年改訂 IAS 第21号の4つの特徴について、外貨換算の基礎理論の立場を中心に考察する。

1. 機能通貨概念の導入

2003年改訂 IAS 第21号では、既に述べたように、機能通貨測定に一本化された。在外事業体を含む各事業体は、その機能通貨を決定し、外貨建取引をテンポラル法で再測定し、機能通貨で報告する。機能通貨以外の表示通貨への換算は、決算日レート法を用いて換算する。まず、この機能通貨導入の意義について考察してみよう。

改訂前のIAS 第21号には「報告通貨 (reporting currency)」という概念しかなく、内容的には2つの異なる役割に対して報告通貨という1つの用語を使用しており、実務上混乱が生じていた。これを解決するため、解釈指針書 (SIC) 第19号が公表され、そこでは、「測定通貨 (measurement currency)」と「表示通貨 (presentation currency)」という用語が異なる役割に対応する

用語として用いられていた。ここで、「測定通貨」は、財務諸表項目を測定 するために用いる通貨とされ、「表示通貨」は、測定通貨以外の通貨で IAS に基づく財務諸表を表示するために用いられる通貨とされている15。2003年 改訂 IAS 第21号が、機能通貨概念を導入したのは、「測定通貨」よりも「機 能通貨 | の方が一般的に使用されているからとされている16。この点につい て、IASB 理事の山田辰已氏は、次のように説明している。「今回の議論では、 米国会計基準や一般的に用いられている用語という点に配慮して、SIC 第19 号で用いられた「測定通貨」という概念を「機能通貨(functional currency) という用語に置き換えることが決定された。この結果、IAS 第21号から「報 告通貨 | という用語を削除し、代わって「機能通貨 | (企業が財務諸表項目 の測定を行う通貨) および 「表示通貨」(企業が自らの財務諸表を表示する 通貨)という2つの概念を用いることとされた。機能通貨は、新たに「企業 が活動する主たる経済環境の通貨 | と定義される予定で、機能通貨を決定す るための規定として、SIC 第19号で採用されていた測定通貨決定に関する多 くの規定が組込まれることも決定された。この結果、在外事業体の機能通貨 はその経済活動によって一義的に決定されることになり、機能通貨を選択す ることはできなくなる。|17)

私見では、既に第Ⅱ節で述べたように、機能通貨測定は、従来の状況的換算法とほぼ同じ換算方法をもたらすが、単一測定単位説と複数測定単位説を一つの理論枠組みで説明し、「測定通貨」を明確にするため、機能通貨概念

¹⁵⁾ IASB, SIC19: Reporting Currency - Measurement and Presentation of Financial Statements Under IAS 21 and IAS 29, 2000. 国際会計基準審議会/財務会計基準機構訳「解釈指針書 SIC 第19号 報告通貨-IAS 第21号及び IAS 第29号による財務諸表の測定及び表示」『国際財務報告基準(IFRSs)〈2007〉 - 2007年1月1日現在の国際会計基準(IASs)及び解釈指針を含む』レクシスネクシス・ジャパン(雄松堂出版)、955頁。

¹⁶⁾ IASB, IAS21, BC4. 国際会計基準審議会/財務会計基準機構訳「国際会計基準書 IAS 第21号 外国為替レート変動の影響」『国際財務報告基準 (IFRSs) < 2007> - 2007年 1月1日現在の国際会計基準 (IASs) 及び解釈指針を含む』レクシスネクシス・ジャパン (雄松堂出版)、1061頁参照。

¹⁷⁾ 山田辰己稿「IASB 会議報告(第7回会議)」財団法人財務会計基準機構 webページ、2001年。

を導入することは理論的により望ましいと考える。

2. 損益項目の取引日レート換算

2003年改訂 IAS 第21号では、改訂前と同様に、機能通貨以外の表示通貨 への換算(いわゆる決算日レート法で換算)する場合は、損益項目(損益計 算書)を取引日レートで換算するよう定めている。しかしながら、第Ⅱ節で 見たように、既に機能通貨によって測定が完了しているので、換算は換算前 の財務諸表の比率関係等をそのままに再表示することが望ましいと考えられ、 これに適しているのは資産・負債・捐益項目のすべてを決算日レートで換算 することではないだろうか。2003年改訂 IAS 第21号も、機能通貨から異な る表示通貨への換算について、「審議会は、換算方法は機能通貨に対し別の 通貨が代替となることによる効果を持つものであってはならないことに合意 した。別の角度から説明すれば、異なる通貨で財務諸表を表示することが基 本的項目が測定される方法を変えてはならないことだ。むしろ、換算方法は、 機能通貨で測定される基本的金額を別の通貨で表すだけのものとすべきであ る。|18)と述べている。この説明からも、資産・負債・損益項目をすべて決算 日レートで一律に換算することが望ましいように思われる。取引日レートで 換算するのは、テンポラル法を適用した場合であり、再測定につながると考 えられるからである。

IAS 第21号が、機能通貨以外の表示通貨への換算(決算日レート法で換算) する場合の損益項目(損益計算書)に取引日レート換算を採用しているのは、 米国会計基準との調整があると思われる。1981年に設定された米国財務会計 基準書第52号ではこの損益項目を期中平均レートで換算するよう要求しており、決算日レートを要求しなかった理由を次のように説明している。「しか しそうすると、レートが変動した場合に、以前の中間期の報告を修正したり 損益を遡及的に調整記帳したりすることが必要となる。この点を考慮し、当

¹⁸⁾ IASB, IAS21, BC16, 2003. 財務会計基準機構訳『前掲書』1063頁参照。

審議会は、実務上の理由からこの方法を採らなかったのである。」19)

この点について、日本の「外貨建取引等会計処理基準」では、両者を認め、次のように述べている。「当期純利益は決算時に確定されたものであるので、在外子会社等の貸借対照表の資本項目に含まれる当期純利益の額は決算時の為替相場で換算すべきであるとの考え方を採れば、在外子会社等の収益及び費用は決算時の為替相場で換算するのが適切である。」「当期純利益は一期間にわたって生じたものであるので、貸借対照表の資本項目に含まれる当期純利益の額は、期中平均相場により換算するのが適切であるという考え方を採れば、収益及び費用は期中平均相場により換算するのが適切である。期中平均相場による換算は、また、月次決算、四半期決算等の利益の累計額として年次利益を計算する場合とも整合する。|200

私見では、損益項目を取引日レートで換算することは、理論上、損益項目の再測定を意味すると考えられるので、機能通貨以外の表示通貨への換算では損益項目についても決算日レートによる一律換算が望ましいと考える。米国財務会計基準書第52号のいう期中平均レートによっても、一律のレートを使う以上は四半期と年次の期中平均レートは異なるので、厳密に言うと以前の中間期の報告の修正や遡及調整は必要になるように思われる。また、期中平均レートが決算日レートと異なる場合には、期中平均レートで損益項目を換算すると、在外子会社の外貨確定利益が正確に再表示されないのではないだろうか。

3. 複数の表示通貨の許容

これまで、日本の企業などは、親会社の連結財務諸表を本国通貨以外の表示通貨に再表示する場合、財務諸表のすべての項目を一律に決算日レートで 換算する方法(便宜的換算)を用いることが多かった。この場合、親会社通

¹⁹⁾ FASB, SFAS52, para. 99. 日本公認会計士協会国際委員会訳『財務会計基準書 外貨 換算会計他』同文舘、1984年、351頁。

²⁰⁾ 企業会計審議会「外貨建取引等会計処理基準の改訂について」1995年5月26日、IIの3(3)。

貨表示財務諸表が主たる財務諸表であり、便宜的換算された財務諸表は、あ くまでも便宜的に換算された財務諸表と位置づけられてきた。

これに対して、2003年改訂 IAS 第21号は、グローバリゼーションの傾向がますます強くなっていることを配慮して、複数の表示通貨を認めた。その理由として、次の①から④をあげている²¹⁾。①大半の大きな企業集団は単一の機能通貨のみを有しているわけではなく、むしろ数多くの機能通貨を持つ営業活動体で構成されている。②そうした企業にとって、どの通貨が表示通貨で、なぜ1つの通貨が別の通貨より優先されるのか明らかではない。③経営者は、そうした企業集団の業績および財務状態を支配し監視する場合に単一の通貨を使用することはできない。④国によっては、企業はそれが機能通貨でなくても現地通貨で財務諸表を表示することを要求される。複数の表示通貨を認めることで、企業が、IAS 第21号の機能通貨以外の表示通貨への換算の規定にしたがって親会社通貨以外の表示通貨に換算された財務諸表もまた、IAS に準拠した財務諸表となる。すなわち、親会社通貨表示の財務諸表も、それ以外の表示通貨の財務諸表もすべて主たる財務諸表と位置づけられることになる。

山田辰己氏は、この問題について次のように述べている。「このような複数の表示通貨による財務諸表を認めることは、いろいろな意味で実務上の混乱をもたらす可能性がある。たとえば、日本の報告企業が、米国向けには米ドル建の財務諸表を作り、日本国内では円建の財務諸表を作った場合、当然為替換算調整勘定の金額が異なることになり、等しくIASに準拠したといっても異なる業績が示されることとなる。経営者は一体どちらの財務諸表で業績を報告し説明する責任を負うのかという点が曖昧になるおそれがある。少なくとも、複数の表示通貨を認めるということについては、更なる検討が必要でないかと思われる。|220

²¹⁾ IASB, IAS21, BC12, 2003. 財務会計基準機構訳『前掲書』1063頁参照。

²²⁾ 山田辰己稿「IASB 会議報告(第21回会議)」財団法人財務会計基準機構 web ページ、2003年。

このような問題がある以上、グローバリゼーションを考慮して親会社通貨 以外の表示通貨を許容することは望ましいにしても、いずれか一つの通貨を、 経営者が責任を持つべき表示通貨(報告通貨)とすべきではないだろうか。

4. 複数の表示通貨の換算

次に、2003年改訂 IAS 第21号は、この複数の表示通貨の換算方法として考えられる便宜的換算(第1の方法)と機能通貨以外の表示通貨への換算の規定(第2の方法)のそれぞれについて次のように検討している²³。

第1の方法:直近の決算日レートですべての金額 (比較可能金額を含む)を換算することである。この方法の利点は、①適用するのが簡単である。②新しい差損益を生じることがない。③資産利益率などの指数を変化させることがない。

第2の方法:従前のIAS 第21号が在外事業体(すなわち、親会社の営業と不可分でないもの)の財務諸表を換算するのに要求した方法である。 在外事業体の財務諸表が下記のいずれの処理によっても表示通貨では同じ金額になる。

- (a)最初に別の企業内に集団企業 (例えば親会社) の機能通貨に換算し、 それから表示通貨に換算する。
- (b)表示通貨に直接換算する。

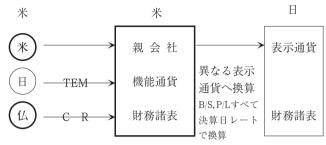
この方法の利点は、①多国籍企業の財務諸表を表示通貨に換算する前に 当該財務諸表を表示するための通貨を決める必要がなくなる。②親会社と 同様に機能通貨が表示通貨となる子会社と同じように、単独の企業につい ても表示通貨では同じ金額で表されることになる。

結局、IAS 第21号の結論は、機能通貨測定の考え方を一貫し、複数の表示 通貨の換算の場合も、機能通貨以外の表示通貨への換算の規定(すなわち、 第2の方法)を適用すべきというものである。図表4に示すように、第2の

²³⁾ IASB, IAS21, BC15-20, 2003. 財務会計基準機構訳『前掲書』1063-1064頁参照。

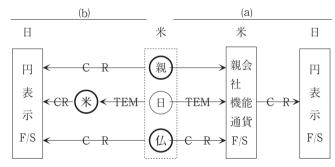
図表 4 便宜的換算と機能通貨以外の表示通貨への換算

第1の方法 (便宜的換算)



(TEM=テンポラル法、CR=決算日レート法、太字=機能通貨)

第2の方法 (機能通貨以外の表示通貨への換算)



(TEM=テンポラル法、CR=決算日レート法、太字=機能通貨)

方法の(a)と(b)は、いずれによっても同じ換算方法になる。すなわち、換算手続きとしては、(a)親会社表示通貨で作成した連結財務諸表を「機能通貨以外の表示通貨への換算」を用いて換算しても、(b)機能通貨から表示通貨へ「機能通貨以外の表示通貨への換算」を用いて直接換算しても、いずれでもよいことになる。しかし、第1の方法(便宜的換算)と第2の方法とでは、損益項目と資本項目の換算方法が異なる。第1の方法では、損益項目がすべて決算日レートで換算されるのに対して、第2の方法では損益項目が取引日レートで換算される。既に考察したように、IAS 第21号では、米国との調整で実務的配慮から損益項目の取引日レート換算を要求している。このことが、複

数の表示通貨の換算の場合における両換算方法の違いとなり、損益項目および利益の換算後金額が異なる結果となる。特に、期中平均レートと決算日レートが大きく異なる場合には、この違いが複数の表示通貨の換算に大きな影響を及ぼすことになるだろう。もしも IAS 第21号が損益項目の換算に理論通り決算日レートを採用しておれば、両者の違いは、資本項目の換算だけになり、損益項目の金額に違いは生じなかったであろう。この観点からも、機能通貨以外の表示通貨への換算(いわゆる、決算日レート法)において損益項目は決算日レートで換算すべきと考える。

なお、IAS 第21号では、便宜的換算は IAS に準拠したものではなく、便宜的換算を行った場合にはその旨を財務諸表の注記で明確にすることを要求している²⁴。

V 結び

本稿では、外貨換算の基礎理論と IAS 第21号の変遷と規定の概要を見た上で、現行 IAS 第21号(2003年改訂)の4つの特徴について考察した。これらの考察結果は次のとおりである。

第1に、IAS 第21号に機能通貨概念が導入され、機能通貨測定に一本化された。在外事業体を含むすべての事業体は、その機能通貨を決定し、外貨建取引をテンポラル法で再測定し、機能通貨で報告する。機能通貨以外の表示通貨への換算は、いわゆる決算日レート法を用いて換算する。機能通貨測定は、従来の状況的換算法と同じ結果をもたらすが、単一測定単位説と複数測定単位説を一つの理論枠組みで説明し、「測定通貨」を明確にするため、機能通貨概念を導入することは理論的により望ましいと考える。

第2に、IAS 第21号では、改訂前と同様に、機能通貨以外の表示通貨への 換算(いわゆる決算日レート法で換算)する場合は、損益項目(損益計算書) を取引日レートで換算するよう定めている。私見では、損益項目を取引日レ

²⁴⁾ Ibid., BC14, 2003. 財務会計基準機構訳『前掲書』1063頁参照。

ートで換算することは、損益項目の再測定を意味すると考えられるので、機 能通貨以外の表示通貨への換算は損益項目についても決算日レートによる一 律換算が理論的に望ましいと考える。

第3に、IAS 第21号は、グローバリゼーションの傾向がますます強くなっていることを配慮して、複数の表示通貨を認めた。日本の報告企業が、米国向けには米ドル建の財務諸表を作り、日本国内では円建の財務諸表を作った場合、当然為替換算調整勘定の金額が異なることになり、等しくIASに準拠したといっても異なる業績が示されることとなる。経営者は一体どちらの財務諸表で業績を報告し説明する責任を負うのかという点が曖昧になるおそれがある。グローバリゼーションを考慮して、親会社通貨以外の表示通貨を許容することは望ましいにしても、いずれか一つの通貨を、経営者が責任を持つべき表示通貨(報告通貨)とすべきではないだろうか。

第4に、IAS 第21号は、機能通貨測定の考え方を一貫し、複数の表示通貨の換算の場合も、機能通貨以外の表示通貨への換算の規定を適用すべきとしている。この規定は、損益項目を取引日レートで換算することと、資本項目を発生時レートで換算することが、便宜的換算と違っている。損益項目を取引日レートで換算すると、外貨で確定した利益が理論的に正しい金額とは異なって表示されることになると思われる。この観点からも、上記第2で述べたように、機能通貨以外の表示通貨への換算(いわゆる決算日レート法)にあたっては、損益項目を決算日レートで換算することが望ましいと考える。

(筆者は関西学院大学商学部教授)